

平成十九年六月十五日受領
答弁第三六五号

内閣衆質一六六第三六五号

平成十九年六月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベレン総領事館に配置されていた版画「草取」の消失に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベレン総領事館に配置されていた版画「草取」の消失に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二について

物品管理簿においては、御指摘の「草取」に係る記載がなされている。

三について

御指摘の「草取」は、取得の経緯に係る記録が残っていないため、購入時期及び価格についてお答えすることは困難である。

四、五、七及び八について

御指摘の「草取」は、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）等に基づき、物品管理官による不用の決定を経て廃棄された。御指摘の「草取」を廃棄した時点での在ベレン総領事は三浦哲雄であり、同氏は現在外務省の非常勤職員である。

六について

外務省として、御指摘の「草取」の管理体制は適切であったと考える。